

がん診療連携拠点病院等の要件見直し(案)

※緩和ケアに関する要件は「緩和ケア推進検討会」での議論をもとに策定予定。

診療機能

がん診療病院 (新設)

基本的な診療体制

当該施設で対応可能ながん種について、集学的治療を提供する体制を有するとともに、各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。このうち、集学的治療や標準的治療等を提供できないがん種については、グループ指定の拠点病院を含む他の医療機関との連携によって対応できる体制を確保すること。

手術療法の提供体制

一般的な手術療法については地域がん診療病院で可能な手術については行うこととし、当該施設で提供が困難である手術についてはグループ指定により拠点病院と連携することで提供できる体制を確保すること。

術中迅速病理診断が必要な手術については、グループ指定により拠点病院と連携することにより提供できる体制を確保することが望ましい。

化学療法の提供体制

急変時等の緊急時に外来化学療法室において化学療法を提供する当該がん患者が入院できる体制を確保すること。

グループとなる拠点病院との連携のもと、合同のカンファレンス等で確認した標準的な化学療法を施行できる体制を確保すること。

放射線治療の提供体制

放射線治療を行う場合は、放射線治療を提供する機器を設置すること。提供が困難である場合にはグループ指定となる拠点病院と連携することにより放射線治療を提供できる体制を確保すること。

地域がん診療連携拠点病院 (現行の要件)

集学的治療の提供体制及び標準的治療等の提供

ウ がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、カンサーボード(手術、放射線療法及び化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師、病理診断に携わる専門的な知識及び技能を有する医師、その他の専門を異にする医師等)によるがん患者の症状、状態及び治療方針等を意見交換・共有・検討・確認等するためのカンファレンスをいう。以下同じ。)を設置し、定期的に開催すること。

化学療法の提供体制

ア 急変時等の緊急時に(3)の②のイに規定する外来化学療法室において化学療法を提供する当該がん患者が入院できる体制を確保すること。

イ 化学療法のレジメン(治療内容をいう。)を審査し、組織的に管理する委員会を設置すること。なお、当該委員会は、必要に応じて、カンサーボードと連携協力すること。

地域がん診療連携拠点病院 (案)

ウ がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、カンサーボード(手術、放射線療法及び化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師、病理診断に携わる専門的な知識及び技能を有する医師、その他の専門を異にする医師等)によるがん患者の症状、状態及び治療方針等を意見交換・共有・検討・確認等するためのカンファレンスをいう。)を設置し、我が国に多いがんにおいて少なくとも月に1回以上開催すること。

手術療法の提供体制

必要な手術については術中迅速病理診断を実施できる体制を整備すること。

化学療法の提供体制

現行の要件に加え、グループとなる地域がん診療病院と定期的な合同のカンファレンス等を行い、標準的な化学療法について共有する体制を確保すること。

放射線治療の提供体制

IMRT等の高度な技術と設備等による放射線治療を必要とする患者を、当該設備がある施設へ適切に紹介し、連携できる体制を確保することが望ましい。

グループ指定の地域がん診療病院で対応できない放射線治療を必要とする患者を積極的に受け入れ、放射線治療を提供すること。

がん診療連携拠点病院等の要件見直し(案)

※緩和ケアに関する要件は「緩和ケア推進検討会」での議論をもとに策定予定。

医療従事者 (医師)

要件見直し上の考え方: 拠点病院間の格差の是正と質の高い医療の確保のためには一定程度、診療従事者の配置を要件として求めることが必要である一方で、その要件の設定にあたっては現状も十分踏まえる必要がある。

がん診療病院 (新設)

・放射線治療を行う場合には専任の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。

・化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、専任であることが望ましい。

・専任の病理診断に携わる医師を1人以上配置することが望ましい。

地域がん診療連携拠点病院 (現行の要件)

・専任の放射線療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。また、専従であることが望ましい。

・専任の化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。また、専従であることが望ましい。

・専従の病理診断に携わる医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。

地域がん診療連携拠点病院 (案)

・専従の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。

・専任の放射線診断に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。

・専任の化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、専従であることが望ましい。

・専任の病理診断に携わる常勤の医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、専従であることが望ましい。

がん診療連携拠点病院等の要件見直し(案)

※緩和ケアに関する要件は「緩和ケア推進検討会」での議論をもとに策定予定。

医療従事者(コメディカル)

がん診療病院 (新設)

- ・放射線治療を行う場合は、専従の放射線治療に携わる常勤の診療放射線技師を1人以上配置すること。なお、当該技師は日本放射線治療専門放射線技師認定機構が認定する放射線治療専門放射線技師であることが望ましい。
- ・放射線治療を行う場合は、放射線治療室に専任の常勤看護師を1人以上配置することが望ましい。
- ・外来化学療法室に専任の化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。当該看護師は専従であることが望ましい。なお当該看護師は日本看護協会が認定するがん化学療法看護認定看護師であることが望ましい。
- ・専任の化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師を1人以上配置することが望ましい。
- ・専任の細胞診断に係る業務に携わる者を1人以上配置すること。なお当該細胞診断に係る業務に携わる者は日本臨床細胞学会が認定する細胞検査士であることが望ましい。

地域がん診療連携拠点病院 (現行の要件)

- ・専従の放射線治療に携わる常勤の診療放射線技師を1人以上配置すること。
- ・専任の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる常勤の技術者等を1人以上配置すること。
- ・外来化学療法室に専任の化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。当該看護師は専従であることが望ましい。
- ・専任の化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師を1人以上配置すること。
- ・細胞診断に係る業務に携わる者を1人以上配置することが望ましい。

地域がん診療連携拠点病院 (案)

- ・専従の放射線治療に携わる常勤の診療放射線技師を1人以上配置すること。なお、当該技師は日本放射線治療専門放射線技師認定機構が認定する放射線治療専門放射線技師であることが望ましい。
- ・専任の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる常勤の技術者等を1人以上配置すること。なお当該技術者は日本医学物理士会が認定する医学物理士であることが望ましい。
- ・放射線治療室に専任の常勤看護師を1人以上配置すること。
- ・外来化学療法室に専任の化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。当該看護師は原則専従とする。なお当該看護師は日本看護協会が認定するがん看護専門看護師、がん化学療法看護認定看護師であることが望ましい。
- ・専任の化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師を1人以上配置すること。なお当該薬剤師は日本病院薬剤師会が認定するがん薬物療法認定薬剤師、または日本医療薬学会が認定するがん専門薬剤師であることが望ましい。
- ・細胞診断に係る業務に携わる者を1人以上配置すること。なお当該細胞診断に係る業務に携わる者は日本臨床細胞学会が認定する細胞検査士であることが望ましい。

がん診療連携拠点病院等の要件見直し(案)

※緩和ケアに関する要件は「緩和ケア推進検討会」での議論をもとに策定予定。

がん診療病院 (新設)

地域がん診療連携拠点病院 (現行の要件)

地域がん診療連携拠点病院(案)

医療施設

ア 放射線治療を行う場合には、放射線治療機器を設置すること。
イ 外来化学療法室を設置すること。
ウ 集中治療室を設置することが望ましい。
エ 白血病を専門とする分野に掲げる場合は、無菌室を設置すること
オ 病理診断室を設置すること。
カ がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための場を設けることが望ましい。

ア 放射線治療機器を設置すること。
イ 外来化学療法室を設置すること
ウ 集中治療室を設置することが望ましい。
エ 白血病を専門とする分野に掲げる場合は、無菌室を設置すること。
オ がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための場を設けることが望ましい。

ア 放射線治療機器を設置すること。
イ 外来化学療法室を設置すること
ウ 集中治療室を設置すること。
エ 白血病を専門とする分野に掲げる場合は、無菌室を設置すること
オ 病理診断室を設置すること。
カ がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための場を設けることが望ましい。

診療実績

・当該2次医療圏のがん患者をどの程度診療しているかを目安とし、指定に当たり個別に判断することとする。

年間入院がん患者数が1200人以上であることが望ましい。

下記1または2を満たすことが望ましい。

- 絶対数での評価
 - ・院内がん登録数 500件以上が望ましい
 - ・悪性腫瘍手術件数 400件以上が望ましい
 - ・がんに係る薬物療法のべ患者数 1000件以上が望ましい
 - ・放射線治療実数 200件以上が望ましい。これらの数値は、拠点病院指定の診療実績を評価する際の目安として活用することが考えられる。
- 相対的な評価
患者数が少ない地域の2次医療圏において、当該2次医療圏のがん患者をどの程度診療しているかを目安とし、実績を考慮する。

がん診療連携拠点病院等の要件見直し(案)

※緩和ケアに関する要件は「緩和ケア推進検討会」での議論をもとに策定予定。

特定領域がん診療病院

要件見直し上の考え方: 医療機関の中には、5大がんすべてに関する集学的診療機能を有していないが、特定のがん種について拠点病院よりも高度な診療機能を有し、診療実績を持つ医療機関も存在する。地域の診療機能を高めしていくためにはこれらの医療機関の役割を患者に公表した上で明確にし、既存の拠点病院とグループ指定する。

がん種の必要性に応じて治療法が異なるため、診療従事者、診療実績、医療施設における要件は個別に判断することとする。

診療体制

- ・基本的に地域がん診療連携拠点病院の要件を満たし、特定領域で集学的治療を提供できること。
- ・特定領域における高い診療技術や知識を共有する観点から、拠点病院、あるいは地域がん診療病院との人材交流、技術提携、合同のカンファレンスなどを行うこと。
- ・治療の副作用等による緊急の治療が必要な際に、グループ指定の拠点病院と緊密な連携がとれること。
- ・特定領域のがん診療について拠点病院に準じた人的配置等を有していること。

医療施設

- ・地域がん診療連携拠点病院の要件を満たすこと。ただし、がん種に応じて治療法が異なるため、指定に当たり要件は個別に判断することとする。

診療実績

- ・特定のがん種について、当該都道府県内の大半を占める診療実績を有し、所属する都道府県が推薦すること。